

FDA 工場登録および殺菌条件申告 兼 FDA 申告書類管理サービス 申込書

TEL : 03-5256-4801 FAX:03-5256-4805

E-mail: lacf-fda@jca-can.or.jp

記入日： 年 月 日

FDA 工場登録（FCE）で必要となる下記の情報をお知らせください。

FDA 申告書類管理サービスは工場登録および殺菌条件申告を完了後、2年目以降（4月～翌3月）を対象としたサービスとなります。

【登録工場の情報（FOOD PROCESSING PLANT LOCATION）】

登録工場名	
登録工場名（英文）	
FFR 番号 ※	
PIN 番号 ※	
所在地	
所在地（英文）	
郵便番号	
電話番号	
FAX 番号	

※既に FDA 食品施設登録（Food Facility Registration）済みの工場は FFR 番号と PIN 番号をご記入ください。

【優先郵送先（PREFERRED MAILING ADDRESS）】

登録工場の情報と同じ

会社名	
会社名（英文）	
所在地	
所在地（英文）	
郵便番号	
電話番号	
FAX 番号	

※上記の「登録工場の情報」と同じ場合には、チェックボックスに☑を入れて下さい。FDA からの郵便物の送付先が「登録工場の情報」と異なる場合のみご記入下さい。

※本社・系列会社・取引先等に指定することも可能です。

【殺菌管理主任技術者資格取得者 有資格者氏名】 △資格取得者がいない場合、先ず資格の取得をお願いします。

氏名

※複数いる場合は、代表者1名のみをご記入ください。

【FDA との連絡責任者 (ESTABLISHMENT CONTACT PERSON; ECP) ※¹ 兼本会連絡担当者】

氏名		
氏名 (英名)		
会社名		
会社名 (英名)		
部署・役職		
部署・役職 (英文)		
所在地		
所在地 (英文)		
郵便番号		
電話番号		
FAX 番号		
E-メールアドレス※ ²		
秘密の質問 ※ ³ (英語で回答して下さい)	誕生年	[回答]
	好きな食べ物	[回答]
	最初の車の色	[回答]
	最初のペットの名前	[回答]
既に FDA アカウ ントをお持ちの場合	アカウント ID	
	パスワード	

※¹ : FDA との連絡責任者 (ECP) を設定してください。本会との連絡担当を兼任していただきます。ECP は必ずしも当該工場の従業員である必要はありません (親会社、関連会社の担当者でも可)。ECP の名義で FDA オンラインシステムのアカウントを作成します。ECP が既にアカウントをお持ちの場合はアカウント ID およびパスワードをお知らせください (表下部)。ECP が異動または退職される場合は、必ず本会までご連絡ください。

※² : FDA からの連絡文書はこのメールアドレスに届きます。メールの見逃しや紛失にご注意ください。メールアドレスは ECP 個人のアドレスと思われるものを設定してください (例えば、ECP : 横浜太郎の場合、メールアドレス : t.yokohama@)。当該メールアドレスが失効した場合、オンラインアカウントが凍結するおそれがあります。ECP の退職などで当該メールアドレスが失効する場合は、必ず本会までご連絡ください。

※³ : パスワード紛失時の救済措置として設定するものです。4つの質問のうち3つに回答を設定してください (回答は英語でして下さい。) 回答は事実である必要はありません。パスワード紛失時、FDA ホームページ上で設定した秘密の質問に回答すると登録メールアドレスに仮パスワードが発行されます。

【対米輸出製品（複数品目ある場合は代表の1品目）】

品名	
容器	
食品の区分	低酸性食品 ・ 酸性化食品 ・ 水分活性調整食品
最終平衡 pH	
水分活性	(レトルト殺菌の製品は不要)
殺菌装置	レトルト殺菌機 ・ 低温殺菌機 ・ 熱交換器
殺菌装置の加熱媒体	飽和蒸気 ・ 熱水（スプレー・シャワー・浸漬） ・ 空気混合蒸気
製造工程図（レトルト殺菌の製品は不要）	<p>【記入例】</p> <pre> graph TD A[材料を混合] --> B[pH測定] B --> C[加熱] C --> D[充填] D --> E[密封] E --> F[転倒・保持] F --> G[冷却] </pre> <p>材料を混合 混合時間：5分</p> <p>pH測定 pH管理基準：3.8以下</p> <p>加熱 殺菌機：チューブ式熱交換機 加熱温度：90℃ 加熱時間：2分</p> <p>充填 充填温度：80℃以上</p> <p>密封</p> <p>転倒・保持 保持時間：2分 保持終了時の品温：75℃以上</p> <p>冷却 冷却温度：20℃ 冷却時間：30分</p>

【本会職員による当該工場の現地調査】

対米輸出製品は FDA 規則に従って製造する必要があります。FDA 申告書類管理サービスの一環として、本会職員が当該工場に訪問し、FDA 規則の説明およびレトルト殺菌機などの工場設備が FDA 規則に対応するものか調査を行います。所要時間は1~2時間程度、費用は全て本会が負担します。

希望する ・ 希望しない (いずれかにを入れて下さい)